

平成30年度 建築確認実践研修(意匠・設備コース) ご質問及び回答

質問 No.	課目	質 問	回 答	公表日
1	単体規定	<p>単体規定演習1「解答の書き方」4について「構造計算書」1つの項目に...すべて検討したうえで...とあるが、例えば、3.の避難階段の設置及び構造の解答として、123条1項と2項について検討すれば良いのか、それとも123条1項1号～7号まで号毎に検討が必要なのですか。</p>	<p>本演習問題は「建築基準適合判定資格検定」の問題文を参考に作成しております。</p> <p>「避難階段の設置及び構造に関わるものすべて」という意味は、各号毎に検討することはもちろんのこと、仮に特別避難階段に該当する規模であれば3項も検討することになります。検定での解答の場合は、これらの検討を行ったことを表現する必要があります。</p>	2019年 2月12日
2	設備	<p>設備審査演習問3ですが、H12.5.31建設省告示1436号三号にて天井高3m以上の場合、床面から2.1mかつ天井高1/2以上は排煙口が有効になるように思いますが、このような告示の読み方とはならないのでしょうか。</p>	<p>本告示の三号では、イ、ロ、ハ、ニに掲げられている4項目すべてに該当する必要があるため、有効となる部分は講義での説明のとおりになります。</p>	2019年 2月12日